

第4回常任理事会報告

平成22年7月21日

1 要望活動について

7月12日に文部科学省・財務省・総務省に、会長・副会長、部長、及び常任理事が分担して要望書を提出した。

【要望内容】概要

- ・厳しい経済情勢が続いておりますが、子どもたちの将来と我が国の発展のために「教育立国」にふさわしい小学校教育を実現する、人的・物的措置の充実と教育諸条件の整備に向けて、次の8項目を要望いたします。
 - 1 我が国の義務教育の質を高めるために、教育費の増額措置を講じられたい。
 - 2 教員の子どもと向き合う時間を確保するために、教員の定数改善や人的措置、緒条件の整備を講じられたい。
 - 3 学校教育への信頼を一層高めるために、教職員の資質向上を図る施策を講じられたい。
 - 4 豊かな心や健やかな体の育成に向けた教育を充実させるための施策を講じられたい。
 - 5 学習指導要領が円滑に実施できるようにするため、施設・設備・教材等の整備・拡充を図る施策を講じられたい。
 - 6 学校、家庭、地域が一体となって教育を推進するために、家庭や地域の教育力充実に向け支援するための施策を講じられたい。
 - 7 教育の機会均等を保障するために、へき地・小規模校の教育を更に充実させる施策を講じられたい。
 - 8 全国の教員が安心して教育に専念できるようにするために、共済年金制度教員の処遇の維持・改善を図る施策を講じられたい。

2 障害者制度改革について

- ・政府は、6月29日に、障害者制度改革の推進のための基本的な方向について第一次の閣議決定を行った。今後、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図っている。
- ・全連小では6月1日に、関係5団体で文科省に要望書を提出した。
 - ・学校関係者を交えた検討の場の設置
 - ・財政措置や人材確保を盛り込んだ検討を行うこと
 - ・就学相談や就学先の決定について 等
- ・全連小では今後「障害者制度改革を巡る課題と意見」について更に意見表明をする予定で現在準備を進めている。

3 財政再建重視路線について

- ・定数改善や人的条件整備要望の実現は難しくなっている。また、各省庁では本年度予算の10%が、経済成長戦略のための予算として凍結されている。文科省で考えられる成長戦略としては、どんなものがあるかを想定することも大切。考えられるものとしては、幼保一元化、電子教科書の導入などがあげられるとのこと。

4 中教審が教員の資質向上策を審議

- ・鈴木寛副大臣「2020年の絵を描く戦後最大の改革」
 - ・特別部会を設け、教員養成、採用、研修むまでを集中審議
 - ・年内に具体策を盛り込んだ答申をまとめ、通常国会への提出を目指す。
- しかし、参議院選挙の民主党大敗を受けて、今後の展開は不透明の度合いが強い。

平成 22 年 6 月 21 日

学校の第三者評価のガイドラインの
策定等に関する調査研究協力者会議
座長 天竺 茂 様

全国連合小学校長会長 向山 行雄

学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕(案)に関する意見

貴調査研究協力者会議におきましては、学校の第三者評価のガイドライン策定等について精力的に検討されていることに対し、深く敬意を表します。全国連合小学校長会としても、各学校自らがその改善に取り組むために、学校評価の重要性を認識しているところであります。学校の現状を踏まえ、より実効性のある「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕(案)」となりますように、下記のとおり意見を表明いたします。

記

- 1 第三者評価の位置づけについて、より明確にしていきたい。
ガイドライン案では、第三者評価は、「学校とその設置者」が実施者であるとされています。第三者評価を実施するにあたって、学校とその設置者とがどのように役割分担を行いながら、評価を進めていくのか、学校とその設置者の役割をより一層明確にガイドラインに示していきたい。
- 2 第三者評価の実施体制について、概ね理解できる。
 - (1) これまでのガイドラインでは「学校と直接関係を有しない専門家等」による評価を第三者評価としてきた。今回、外部の専門家による評価チームだけでなく、「学校関係者評価の評価者の中に、外部の専門家を加え学校関係者評価と第三者評価の性格を併せ持つ評価を行う」ことも実施体制の一つとしたことは、第三者評価の実施校を拡大させる上から有効であると評価できる。
 - (2) 実施体制として、評価チームに主たる責任者をおくことを明示し、評価結果の取りまとめも評価チームにおいて行うこととしたことは、評価における学校の負担について配慮がなされていると理解できた。
 - (3) 複数の学校が協力して互いの学校を評価することは意義がある。しかし、学校選択制度の中で、近隣の学校同士がより多くの児童数を確保するために競っている現実の中では、近隣の学校の教職員を第三者評価の評価者とすることは、実施しがたいと推察される。

- 3 第三者評価の評価者の構成について偏りのないよう配慮していただきたい。
第三者評価の評価者を構成するにあたって、評価者としてふさわしい者の具体例を挙げていることは、適切であると考えます。しかし、委員会等の設置に当たっては、必ず公募委員を含めることを条例等で定めている自治体もあり、そうした自治体においても、評価者の専門性が担保されるよう配慮したガイドラインとしていただきたい。
- 4 評価における学校の負担軽減について、一層留意していただきたい。
 - (1) 第三者評価は「実施者が必要であると判断した場合行う」と明示したこと、「実施義務や実施の努力義務が課せられていない」ことを明らかにしたことは、理解できる。
 - (2) 教員が子どもと向き合う時間を確保することが大きな課題である中、「過度に学校の事務負担が増えないように配慮する」、「資料作成を最小限にとどめる」など学校評価について学校の負担を軽減する配慮がなされていることは、適切である。
- 5 第三者評価の在り方について、保護者等への理解を図る十分な説明をしていただきたい。

平成22年度 委員会調査予定表

全国連合小学校長会

委員会名	内 容	対 象	発送日	提出期限	備 考
標準法	教職員配置の改善と指導方法・指導体制の工夫について ①少人数指導等の教員の配置状況及び活用状況 ②司書教諭・養護教諭の配置について ③非常勤講師等の配置と活用について ④栄養教諭の配置について	各都道府県 学校数の4% ※学校数の半数は少人数指導等にかかわる教員加配校	7月7日 頃	9月6日	
施設設備教材等	①児童の安全を確保するための人的措置及び学校・地域の実情に即した施設・設備の状況 ②特色ある学校づくりのための施設・設備・教材等の整備状況 ③生涯学習体系に立った学校施設・設備の整備状況 ④学習情報センターとしての学校図書館及び図書・学習ソフト等の整備状況 他	都道府県 各10校 ※可能な限り以下の条件で ・市町村の異なる学校 ・21年度年度と22年度の学級数が同数 ・21年度以降の新設校でない学校 ・別件予算措置を受けている特殊学級等を併設していない学校	7月7日 頃	9月6日	
教員養成	A 教員採用・選考に関する調査 ・採用選考方法の多面化や内容・基準等 ・教員免許更新制度の実施上の課題 B 教育実習並びに教員養成の在り方に関する校長の意識調査 ・教員免許更新講習の実施上の課題	A 都道府県教育委員会 B 都道府県 各10校	7月7日 頃	9月6日	
給与年金等	①管理職及び教職員の処遇改善に関する調査 ②年金制度に関する調査 ③給与・管理職手当・賞与の減額に関する調査	各都道府県小学校長会	7月7日 頃	9月6日	★内容によっては県教育委員会に問い合わせしてほしい。
教育改革	①国民の信託に応える小学校教育の在り方や子どもの居場所づくりに関する問題 ②全国学力・学習状況調査の実施に伴う諸問題と学校運営に関する問題 ③「教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり」の問題	各都道府県 学校数の4%	7月7日 頃	9月6日	
教育課程	①教育内容に関する改善事項や移行措置に関する問題 ②豊かな心や健やかな体の育成に関する問題 ③新教育課程の編成や改善に関する問題	各都道府県 学校数の4%	7月7日 頃	9月6日	
現職教育	①校内研修の充実と実施上の問題 ②現職研修実施上の問題 ③管理職の職能に関する課題	各都道府県 学校数の4%	7月7日 頃	9月6日	
人権教育	・人権尊重と個性重視の視点に立った人権教育推進上の課題	委員会として独自に事例収集・分析	—	—	
特別支援教育	①発達障害のある児童への指導・支援体制の実態・課題に関する調査研究 ②適正就学推進上の課題と啓発活動に関する調査研究 ③交流及び共同学習の指導内容・方法の課題等に関する調査研究	各都道府県 学校数の4% ※2年以上同学校に勤務している校長 特別支援学級、通級指導教室を設置していない学校も含む	7月7日 頃	9月6日	
健全育成	①「少年非行」に関する問題 ②「携帯電話・インターネット」等に関する問題 ③「学級経営上の諸問題」に関する問題 ④「児童虐待」に関する問題 ⑤「学校の安全管理」に関する問題 ⑥「いじめ・不登校」問題	都道府県 各10校 ※2年以上同学校に勤務している校長	7月7日 頃	9月6日	

平成22年度 行事予定表

全国連合小学校長会 H22年7月9日現在

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日								
1	木	土	火	木	日	外	水	金	62回北海道大会	月	部長会⑤	水	土	祝	火	部長会⑥ 委員会報告会	火	1			
2	金	日	水	金	月	教	木	土	火	標準法、教育課程	木	部長会⑥	日		水		水	2			
3	土	月	祝	木	土	事務担当者会	火	金	部長会④	日		金	月		木		木	部長会⑤	3		
4	日	火	祝	金	日	速報委員会	水	月		木	人権教育、健全育成	土	火		金		金		4		
5	月	水	祝	土	月		木	日		金		日	水		土		土		5		
6	火	木		日	火		金	月	機関誌編集委員会	水	シリーズ等編集委員	土	月	監事会	木		日		6		
7	水	金	部長会①	月	水	調査発送	土	火	広報部会	木	教育課程、健全育成	日	火	特別支援、速報	金		月		7		
8	木	土		火	木	合同部会、合同委員会	日	水		金	給与年金等委員会	月	水		土		火	機関誌編集委員会	火	8	
9	金	日		水	金	機関誌編集委員会	月	木		土		火	施設設備教材等	木		日	水	会計部会	水	9	
10	土	月		木	土		火	金		日		水	機関誌編集委員会	金	月	祝	木		木	10	
11	日	火		金	日	1 常任③ 引継会	水	土		月	祝	木	土		火		金	祝	金	常任理事会⑩	11
12	月	水		土	月	常任④ 役員懇談会	木	日		火		金	常任理事会⑦	日		水	機関誌編集委員会	土		土	12
13	火	木		日	火	会長会①	金	月	施設設備、教育改革	水		土		月	機関誌編集委員会	木	部長会⑦	日		日	13
14	水	金		月	水		土	火	常任理事会⑤	木	対策・調研(東京)	日	火		金		月		月	機関誌編集委員会	14
15	木	土		火	木	ホームページ委員会	日	水	対策部会、調研部会	金	施設設備教材等委員会	月	水	ホームページ委員会	土		火		火		15
16	金	日		水	金	顧問会	月	木	現職教育委員会	土		火	特別支援教育委員会	木		日	水	常任⑩ 207回理事会	水		16
17	土	月		木	土		火	金	ホームページ委員会	日		水	給与年金、現職教育	金	常任理事会⑧	月	標準法委員会	木	207回理事会	木	17
18	日	火		金	日		水	土		月	速報委員会	木	土		火	庶務部会	金		金		18
19	月	水		土	月	祝	木	日		火	現職教育、人権教育	金	健全育成委員会	日		水		土		土	19
20	火	木		日	火		金	月	祝	水		土		月		木		日		日	20
21	水	金		月	水	標準法、教員養成	土	火	給与年金等委員会	木	対策・調研(大阪)	日	火		金	常任理事会⑨	月		月	祝	21
22	木	土		火	木	教育改革、特別支援	日	水		金	対策・調研(福岡)	月	水		土		火	速報委員会	火		22
23	金	日		水	金	給与年金等委員会	月	木	祝	土		火	祝	木	祝		水		水		23
24	土	月		木	土	現職教育委員会	火	金	標準法委員会	日		水	対策部会	金		月	教員養成委員会	木		木	24
25	日	火	205回理事会、常任②	金	日	健全育成委員会	水	土		月	教育改革、教育課程	木	会長会②	土		火	基金管理運営委員会	金		金	25
26	月	水	62回総会	土	月		木	日		火		金	調研部会、シリーズ等	日		水		土		土	26
27	火	木	全国集会(23団体)	日	火		金	月	施設設備、教員養成	水	特別支援教育委員会	土		月		木	シリーズ等編集委員会	日		日	27
28	水	金		月	水		土	火		木		日		火		金	1 大会事前打合せ	月		月	28
29	木	土	祝	火	木	広報担当者会	日	水	常任⑩ 206回理事会	金	基金管理運営委員会	月	水		土	↓	//////	//////	火		29
30	金	日		水	金		月	木	62回北海道大会	土		火	広報部会、庶務部会	木		日	//////	//////	水		30
31	//////	月		土	火	↑ 海	火	//////	//////	日		//////	//////	金		月	//////	//////	木		31
備考			関東甲信越地区 (水戸市)17・18日 四国地区(徳島市) 25日	東北地区(盛岡市) 1・2日	近畿地区(和歌山市) 6日 九州地区(鹿児島市) 26・27日	東海北陸地区(金沢市) 16・17日 北海道地区(札幌市) 9月30日・10月1日		中国地区(山口市) 18・19日 *指定都市(北九州市) 4・5日					第63回総会 H23. 5. 25(水)	備考							

小学校教育の充実に関する

文教施策並びに予算についての要望書

平成二十二年七月十二日

全国連合小学校長会

社会が激しく変化する時代にあつて、全国二万一千余の小学校長は、地域社会と一体となり、我が国の未来を担う子どもたちの教育に全力を注いでいます。将来の有益な人材の育成なくして我が国の持続的な発展はなく、「教育立国」の実現に向け、国家が積極的にリードし、国民全体で取り組む必要があります。

四十年ぶりに授業時数増の学習指導要領改訂がなされ、教員が子どもと向き合う時間の確保や教員の資質向上など、学校教育の充実を図る方策について検討が進められています。

こうした状況を踏まえ、全国連合小学校長会は、「新しい時代を拓き、心豊かにたくましく生きる日本人の育成を目指す小学校教育の推進」をテーマとし、国民の信託に応えられる学校づくりを目指しております。小学校教育のより一層の充実・発展に向け、「志を高く掲げ力強く前進する」ことを、平成二十二年度第六十二回総会において確認いたしました。

厳しい経済情勢が続いておりますが、子どもたちの将来と我が国の発展のために「教育立国」にふさわしい小学校教育を実現する、人的・物的措置の一層の充実と教育諸条件の整備に向けて、左記の八項目を要望いたします。

平成二十二年七月十二日

全国連合小学校長会長 向山行雄

一、我が国の義務教育の質を高めるために、教育費の増額措置を講じられたい。

(1) 教育先進国として教育費は未来への投資であることを踏まえ、公財政教育支出のGDP比について、OECD諸国の平均である5%まで引き上げられたい。

(2) 全国どこでも全ての子どもが一定水準の教育を受けられるよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率二分の一の復元を図られたい。

(3) 優秀な人材を教育界に確保できるよう、人材確保法を堅持し、教員給与の優遇措置を講じるとともに、時間外勤務が恒常化している教員の実態を踏まえ、教職調整額の充実を図られたい。

(4) 教科書無償給付制度を堅持されたい。

(5) 教育費として地方交付税措置された財源を各都道府県が他の財源としないよう、政府が指導強化を図られたい。

二、教員の子どもと向き合う時間を確保するために、教員の定数改善や人的措置、諸条件の整備を講じられたい。

(1) 公立義務教育諸学校の教職員定数を改善し、活力ある学校づくりの一層の充実を図られたい。

(2) 学習指導要領の円滑な実施と確実な定着を図るために、授業時間数の増加に見合った小学校教員数を確保するとともに、配置率を引き上げ、小学校教員を更に増員されたい。

(3) 教頭、養護教諭の複数配置の拡充と学校事務職員・学校栄養職員の配置確保と充実を図られたい。

- (4) 複式学級及び特別支援学級の学級編制基準を、地域・学校の実態に応じて改善を図られたい。
- (5) 安定した学校運営のために、副校長、主幹教諭、指導教諭の配置に向け、条件整備を図られたい。
- (6) 特別支援教育充実のため、通常の学級における支援員等人的配置による体制づくりを図られたい。
- (7) 英語、理科等の専科教諭、司書教諭、特別支援教育コーディネーター等の正規教員の加配や講師等の人的措置を図られたい。
- (8) 学校の緊急課題等への対応に向けたサポート体制を確立させる措置を図られたい。

三、学校教育への信頼を一層高めるために、教職員の資質向上を図る施策を講じられたい。

- (1) 新たな教員の資質能力の総合的な向上方策については、現場の意思を取り入れて制度の整備を図られたい。
- (2) 現行の教員の免許更新制については、受講体制の一層の整備に当たられたい。
- (3) 学習指導要領で新たに加わった内容、重点が置かれている分野、特に外国語活動や理科教育に関する教員研修制度の充実を図られたい。
- (4) 初任者研修について拠点校方式の見直しを行うなど、一層の充実と予算の確保を図られたい。

四、豊かな心や健やかな体の育成に向けた教育を充実させるための施策を講じられたい。

- (1) 道徳教育をより一層充実させるための副教材の整備や施策の推進を図られたい。
- (2) いじめ・不登校等、児童生徒の問題行動解消に向け、スクールカウンセラー等の全校配置を図られたい。

- (3) 情報社会におけるモラルやマナーの教育を充実させるための施策の推進を図りたい。
- (4) 人権教育を充実させるための施策の推進を図りたい。
- (5) 社会奉仕体験、自然体験活動等の体験的な学習の実施に向け、条件整備を図りたい。
- (6) 児童の体力を向上させ、食育や健康づくりを推進する施策の充実を図りたい。

五、学習指導要領が円滑に実施できるようにするため、施設・設備・教材等の整備・拡充を図る施策を講じられたい。

- (1) 子どもの安全を確保するために、学校・地域の実態に応じた人的措置及び施設・設備の改善を図られたい。また、校舎の耐震化を早急に図られたい。
- (2) 学習指導要領の円滑な実施を図るために、施設・設備・教材等について、予算措置の充実を図られたい。
- (3) 特別支援教育のための施設・設備の充実を図られたい。
- (4) 学校図書館の活性化を進め読書活動等を一層推進するため、図書費等の予算措置の充実を図られたい。
- (5) ICT教育推進のために、学校のICT環境の一層の整備・充実を図られたい。

六、学校、家庭、地域が一体となって教育を推進するために、家庭や地域の教育力充実に向け支援するための施策を講じられたい。

- (1) 放課後子どもプランの充実に向け、人的・物的な条件整備を図られたい。
- (2) 家庭や地域の教育力を再生するための事業の充実を図られたい。

(3) 児童生徒の健全育成に悪影響を及ぼす、マスメディアに対する規制強化を図りたい。

七、教育の機会均等を保障するために、へき地・小規模校の教育を更に充実させる施策を講じられたい。

(1) へき地教育の充実・向上のために、人的・物的条件等の改善を図られたい。

(2) 五学級以下の小学校の教員配置率の改善を図られたい。

八、全国の教員が安心して教育に専念できるようにするために、共済年金制度や教員の処遇の維持・改善を図る施策を講じられたい。

(1) 教職員のメンタルヘルスの保持にかかわる条件整備を図られたい。

(2) 共済年金制度を維持し、その充実を図られたい。

(3) 職域・比例年金部分の増率を図られたい。

(4) 教員の処遇の改善を図るとともに、管理職の職責に見合った処遇改善を図られたい。

(5) すぐれた教育実績をもつ教員を表彰し、優遇する措置を図られたい。

(6) 教職員の生涯生活設計に関する施策の整備・充実を図られたい。

(7) 退職後の医療制度の改善を図られたい。